

令和3年度 第4回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

1 日 時

令和3年8月26日（木）午前9時55分～10時15分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	鎌田、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第4回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労側今村委員が欠席となっております。15名中14名の委員の出席となりますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、松岡会長に以後の進行をお願いいたします。

【松岡会長】

本日の議事に関しましては、会次第のとおり3つの議題に係る審議を予定しております。「異議申出の審議」については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書き「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されることから、非公開とします。

では、まず議題1の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。事務局から報告をお願いします。

【賃金室長】

8月10日に専門部会と本審で審議いただきまして答申をいただきました。即日異議申出の公示を行いました。昨日までが提出期限としておりましたが、異議申出はございませんでした。

【松岡会長】

では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金は、本日、厚生労働省経由で官報公示の手続を行いまして、9月6日月曜日に官報掲載される予定です。

そこから30日経過した10月6日水曜日が発効日となります。

なお、8月13日（金）までに令和3年度における全国すべての答申が出そろいました。配布資料17ページに厚生労働省のプレスリリース資料を添付しておりますので、令和3年

度地方最低賃金審議会の答申のポイントをお伝えいたします。

資料の 17 ページをお開きください。まず、47 都道府県で 28 円から 30 円、32 円の引き上げとなっております。引き上げ額が目安どおりの 28 円は 40 都道府県、29 円は 4 県、目安プラス 2 円の 30 円は 2 県、目安プラス 4 円の 32 円は 1 県となっております。改定額の全国加重平均額は 930 円となりまして、昨年度の 902 円から 28 円の引き上げとなっております。全国加重平均額 28 円の引き上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降では最高額となっております。最高額 1,041 円に対する最低額 820 円の比率は 78.8%、昨年度は 78.2%でした。なおこの比率は 7 年連続の改善となっております。

以上です。

【松岡会長】

続きまして、議題 2 の「検討小委員会報告について」の審議に入りたいと思います。

まず、はじめに、産業別最低賃金検討小委員会で、「産業別最低賃金の改正の必要性の有無について」結論が出されておりますので、検討小委員会の座長を務められました橋口委員から報告をお願いいたします。

【橋口委員】

座長を務めさせていただいた橋口です。私の方から、報告させていただきます。

配付資料の 9 ページから 15 ページまでが報告文の写しですので、これを確認いただきながら、お聞きいただければと思います。

検討小委員会は今月 17 日、18 日の 2 回にわたって開催し、労使委員、それぞれによる意見が交わされ、結論としましては、報告文にありますとおり 2 業種については「金額改正の必要性あり」ということで合意に達しました。

一方で、「肉・乳製品製造業」、「各種商品小売業」の最低賃金につきましては、「必要性はない」との結論となりました。必要性ありのところは、9 ページにございますとおり電子デバイスと自動車新車小売業の最低賃金の検討の必要性ありということでございます。今回、結論をとりまとめるに当たり、検討小委員会、各委員のご協力に感謝申し上げます。

以上、検討小委員会の報告といたします。

【松岡会長】

ただいまの検討小委員会報告について、何かご発言ご質問はありますでしょうか。

(意見質疑なし)

【松岡会長】

特にご発言がないようでしたら、この検討小委員会報告をもとに、当審議会として、改正の必要性についての答申を取りまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

では、事務局は答申案の作成をお願いします。

(事務局退席、答申案作成・配付)

【松岡会長】

答申の案が配付されましたので、事務局から、答申案の朗読をお願いします。

(事務局 答申案朗読)

【松岡会長】

ただいまの答申案につきまして何かご意見はございませんでしょうか。
ご意見がないようでしたら、この内容でご承認いただいたとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

この改正の必要性についての答申案は全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思います。

(会長から答申文を局長に手交)

【松岡会長】

それでは、次の議題3の「特定(産業別)最低賃金の改正について」の審議に入りたいと思います。

さきほど、局長に「改正の必要性について答申」しましたので、金額改正の諮問をいただくこととなります。

事務局は、諮問文と写しを準備し、各委員へ配付をお願いします。

(事務局退席、諮問文と写しを作成、配付)

【松岡会長】

それでは、局長から諮問をお受けしたいと思います。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【松岡会長】

ただ今、金額改正決定の諮問がございました。

諮問の内容は、事務局から配付された諮問文写しのとおりでございますので、ご確認をお願いします。

【松岡会長】

特定(産業別)最低賃金の金額改正につきましては、例年どおり、業種ごとに専門部会を設置し、審議をお願いすることとしたいと思います。

また、添付資料の7ページにございますが、審議会令第6条第5項の適用については、産

業別専門部会についても適用されることを第2回審議会です承いたいております。

したがいまして、専門部会で改正金額が全会一致となった場合には、本審答申と同一効果を有し、本審を省略できることをご確認していただきたいと思っております。

【松岡会長】

それでは審議会終了に当たり局長からご挨拶がございます。

【局長】

本日は、お忙しい中、また、厳しい猛暑の中、第4回宮崎地方最低賃金審議会にご出席いただき、ご審議を賜りましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

早速ですが、8月10日の令和3年度宮崎地方最低賃金審議会答申における付帯決議についてでございます。

私の権限を超えるものもございましたことから、8月23日付けで厚生労働大臣に上申いたしました。

また、新たな支援策の創設などを踏まえまして、宮崎県知事に対しましても8月23日付けで要請書を提出いたしましたことをご報告いたします。

宮崎労働局といたしましても、特に最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者の方々に対しましては、各種事業主団体等を通じまして、業務改善助成金や雇用調整助成金等の各種支援策の周知、活用促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

各種支援策の周知等につきまして、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宮崎県最低賃金の改正に向けてでございますが、遅滞なく、また確実に必要な手続きを行いまして、法定の発効に向けて進めさせていただきます。

今後についてでございますが、改正された宮崎県最低賃金につきましては、宮崎労働局をあげて金額の周知に万全を期する所存でございます。

金額の周知等に関しましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は「産業別最低賃金の改正の必要性の有無」につきましても答申をいただきました。

電気機械器具等製造業と自動車新車小売業について「必要性あり」とのご判断を頂きましたので、今後、2つの専門部会におきまして、具体的な金額のご審議をしていただくこととなります。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、宮崎県では初のまん延防止等重点措置が適用となりまして、これにより経済・雇用情勢、経営環境をはじめとする様々な影響を踏まえすと困難な審議が予想され、大変なお手数をおかけすることとなりますが、何卒、よろしくようお願い申し上げます。

以上、お願いばかりで大変恐縮でございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

【松岡会長】

それでは、これで本日予定しておりました議事を終了いたしましたので、第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事に関しましては、議事録の全部を公開することとします。

議事録の確認は、西委員と野口委員をお願いします。

【甲斐委員】

申し訳ありません。一つだけよろしいでしょうか。

本日は、異議申出がなかったという報告を受けました。8月10日の答申以来、経営者のかなりの方から今後に懸念を示す意見が寄せられました。実は昨日は、日銀の審議委員との金融経済懇談会という経営者側の代表が働きかけて意見交換をしました。その時に、コロナ禍の経済情勢、金融経済情勢というのが一つの大きなテーマ、もう一つが最低賃金、今後の最低賃金についてということで、経営者側からの意見もかなり日銀の審議委員の方にもいろいろ現状を訴えたという状況でございました。異議の申出が経営者側からも含めてなかったということで、あるかもしれないとは思っておりましたけれどもなかったということ。それはそれとして、先ほど局長からお話のありました付帯決議について、重く受け止めていただいて、よろしく願いますということを一言言おうと思っていましたけれども、局長から先ほどお話がりましたが、まさによろしく願います。

【松岡会長】

労側よろしいですか。

(意見なし)

それでは、第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。
お疲れさまでした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
